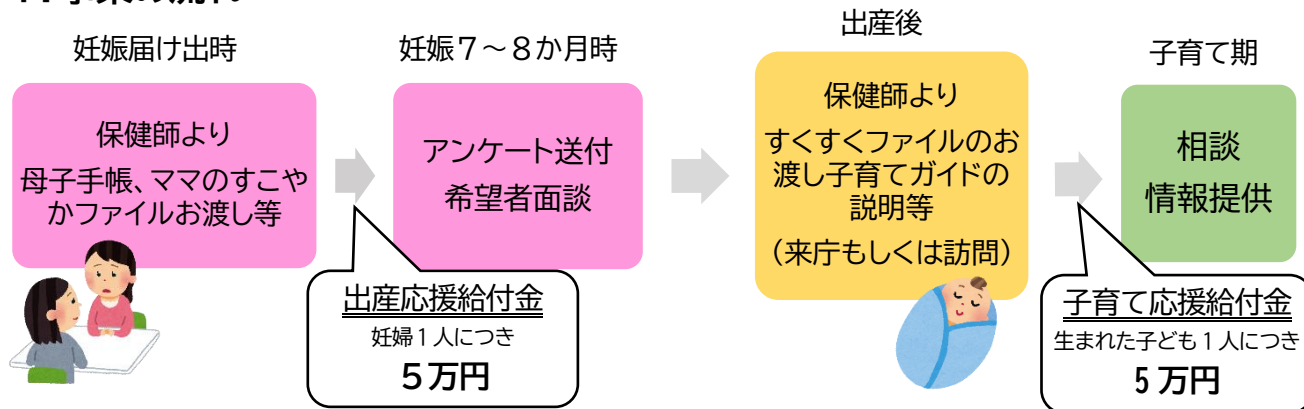


牟岐町出産・子育て応援給付金について

牟岐町では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう相談支援と経済的支援を実施します。

1. 事業の流れ



2. 給付金の対象者

◆出産応援給付金（妊娠時の給付5万円）

令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した（する）妊婦の方
（令和4年4月1日～令和5年2月28日までに出産した産婦の方は妊娠届が令和4年4月1日以前の場合も対象に含まれます。）

◆子育て応援給付金（出産後の5万円） ※多胎児（双子）の場合は1人につき5万円 令和4年4月1日以降に出生した（する）乳児を養育する方（原則は乳児と同居する母または父）

3. 申請について

給付を受けるためには、所定の申請書による申請が必要です。申請書は、妊娠届の提出日や予定日に応じて、次の表に記載する方法により対象者へ交付します。

妊娠届提出日	予定日 (乳児の生年月日)	出産応援給付金 (5万円)	子育て応援給付金 (5万円)
	令和4年4月1日 ～令和5年2月28日	令和5年3月頃に申請書を郵送します。 (原則は一括で10万円を給付します)	
令和4年4月1日～ 令和5年2月28日	令和5年3月1日以降	令和5年4月頃に申請書を郵送します。	来庁もしくは訪問にて保健師より産後のサービス等説明。その時に申請書をお渡しします。
令和5年3月1日以降	令和5年4月1日以降	役場にて妊娠届を提出いただく時に申請書をお渡しします。	

※出産応援給付金（5万円）は、妊娠届を提出した後、流産で出産に至らなかった場合も給付を受けることができます。

※転出入の場合、他の市町村から重複して給付金を受け取ることがないようにご注意ください。

4. 給付金の受け取り方法

申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます。

制度内容については
厚労省のページを
ご確認ください。



（問い合わせ先）むぎ子育て応援室むぎゅっと（牟岐町役場健康生活課）0884-72-3417